

令和3年経済センサス - 活動調査研究会（第6回） 議事概要

1 日時 令和2年3月3日（火） 16:00～17:55

2 場所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

委員等：清水座長、廣松委員、野辺地委員、菅審議協力者、宮川審議協力者

オブザーバー：内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（政策統括官室）

事務局：総務省（統計局）、経済産業省（大臣官房調査統計グループ）

4 議題

(1) 令和3年経済センサス - 活動調査 調査計画（案）について

(2) その他

5 議事概要

- ・ 各議題について、おおむね了承された。
- ・ 主な意見等は以下のとおり。

【試験調査結果報告】

- 生産物分類が詳細な内訳でも回答が得られて安心している。回答ができなかった理由について、該当する内容例示がなかったために判断に苦慮した、という意見があったが、こちらについては分類を設定した生産物分類の課題でもあるので、できる限り改善する方向で進めていきたい。
- 内容例示の仕方が問題だったという意見があるが、どのように改善していくか。(清水座長)
→説明文の改善や、内容例示のうちその分類に該当しないサービスの例示(いわゆる「×例示」)がどの分類に該当するかの記載などを考えている。
- 常用雇用者の区分について、新たな区分で回答しても「①個人業主」から「⑥臨時雇用者」の従業者数の内訳と「⑦合計」は一致したと書いてあるが、総数は内訳と合致しているものであり、新たな区分に回答できたという根拠にはならないのではないかと。
→従業者の総数は把握しているので「⑦合計」は回答できるが、それぞれの従業者がどの内訳に該当するか分からないために①から⑥の内訳部分は回答できなかったということもありうる。そういった可能性も考えると、合計と内訳について97.9パーセントが一致したという数値は決して低いものではなく、新たな区分が回答可能なものであったと言える。

【生産物分類の適用について】

- 「社会保険事業サービス」となっているが、サービスの生産物分類にないものを調査品目として追加するのであれば、「サービス」という言葉は使わず単純に「社会保険事業」でいいのではないか。サービス収入としてあるものとそうでないものを区別するためにも、明確に名称を変えておくべきでは。生産物分類の分類名としてはないものなので、この段階なら変更できると考えている。
- 変更する場合、どういったプロセスを経て変更するかが重要である。この場合の決定権を持つ機関はどこになるのか。
- 生産物分類の追加・変更を行うとすれば、例えば、センサスで決定した調査品目を踏まえ、生産物分類の整備に向けた生産物分類策定研究会で再検討し、分類に加えていくというやり方はある。その場合は、決定した分類の名称を令和8年のセンサスに反映していく方向になるのではないか。
- 今日議論したのもも含め調査品目は最終的に統計委員会で議論することになるか。
→最終的にはそうなる。この分類は調査票「08-医療、福祉」の中に記載されているものであり、名称を変更するのであれば本日決めておきたい。
- サービス分野の生産物分類は平成31年4月に公表しており、これを用いて令和3年のセンサスは実施されるものであるが、回答のしやすさを鑑みてセンサスで調査品目を調整することは差し支えない。その実施状況を踏まえて生産物分類の見直しが必要となるならば、財分野を含めた生産物分類全体の整備を令和5年度までに実施することとしているので、それに向けて、生産物分類策定研究会で検討していくことは可能。
- 「社会保険事業」とすると産業のようなニュアンスになるため、あえてサービスをつけたのだと思う。今後生産物分類に含めるということになれば、むしろサービスをつけておいた方が良いのかとも思うが。
- 最終的な判断は事務局に一任したい。
- 駐車場サービスについて、一般企業が遊休地を使って不動産業者と提携しながら、自社の収入に駐車場収入を含めるケースが散見される。事業別売上を調査するときには駐車場事業をどう扱うか、集計においてどう位置づけるかも検討が必要かと思う。
→特に不動産の関係は、土地を持っているかによって収入が生じるかどうかがある。令和3年の調査票では非住宅の賃貸サービスは全産業で調査することとしている。駐車場も同様の扱いにするかについては、回答品目数とのバランスも考慮する必要がある。
- 持っている土地を駐車場にしているが、駐車場運業者のようなくままで土地を貸しているだけの場合は不動産収入となるケースもある。
→借り手と貸し手で駐車場を共同経営しているケースもあり、実態がどうなっているのかを判定するのが非常に難しい。こうした課題が解決した段階で調査票に組み入れればいい。
- 同じ駐車場なのに、自転車駐輪場と自動車駐車場で、該当する産業分類が大分類から異なっている。産業分類の見直しの際には、こうした調査を実施する側で見付かった課題は共有・

提案してほしい。

- 分類はいったん定めたら動かさないもの。個々の調査においてそぐわない状況が発生したからと言って分類そのものを変えてしまうことは疑問に思う。
- 例えば電気・ガス事業が事業形態を変えて卸小売の分野にもかかる問題になってきたように、現実の社会の方が変わってきているので、分類をそれに合わせて見直すことも十分ありうる。今すぐ直せということを行っているのではなく、産業分類の見直しの際には調査実施状況を踏まえて見直しを行う側に提案をしてもらいたいという趣旨。

【調査事項の見直しについて】

- 「電子商取引の有無」を廃止する案が出ているが、デジタルエコノミーに注目してSUTを作成する話が出ており、製造業におけるネットでの直販が話題になるなど、今後重要になる項目。特定の産業でのみ回答できる項目であり、センサスとして全産業で調査することは難しいとは思いますが、別の調査で把握することを検討していただきたい。卸小売の電子マネー利用率についても、電子決済がここまで普及している以上、どこかで調査しなければならない項目。国の産業統計を見渡して、代替して把握できるような項目を作っただけであればと思う。また、企業調査票の回答品目数を30品目から15品目に削減することについて、例えば、総合商社の売上の回答から（総合商社の売上としては相対的にウエイトの小さい）繊維関係の売上が回答から漏れることとなる一方、繊維製品全体ではこれがかなり大きなウエイトを占めていた。上位15品目に含まれないものが当該業界にとっては影響のあるものであったということもありうるのではないか。
 - 電子商取引について、報告者負担を考えると落とさざるをえない。他の調査のどこに含めるかをここでは言及できないが、ご認識のとおりと思う。15品目については、金額まで含めた精査はできていない。
- 電子商取引の項目を削除する理由として、利活用事例がないことと、「電子商取引に関する市場調査」で代替できることが挙げられているが、「電子商取引の市場調査」はどこで利活用されているのか。そもそも電子商取引の調査結果自体に利活用がなければ、代替調査も実施する必要はない。それを精査せずに項目を廃止するのは早計。センサスでは、調査開始当初重要であるとして設置した項目でも数年でトーンダウンして廃止してしまっている傾向がある。
 - 経済センサスによって把握した電子商取引関係の集計結果は、省内ではなく一般に公開されているものなので、企業等でどのような利活用がされているかは不明。平成28年センサスの結果からは電子商取引の市場規模や成長性が把握できるが、市場が変化し、現在は電子商取引の安全性にまで関心が及んでいるため、当項目だけでは利活用が見込めない。もっと拡充して調査できるのであれば利活用の方法もあるが、報告者負担も考えると現実的でなく、廃止もやむを得ない。

- この場ではこれ以上の議論は控えるが、活動調査では頻繁に項目の入れ替えがあるので、慎重に行っていただきたい。どこに焦点を当てるかをしっかり設定しないと、長期的な分析ができない。
- 基幹統計であるセンサスと一般統計や省内の調査研究では回答者の対応も違い、結果にも影響が出るのが考えられる。デジタルエコノミーそのものを統計調査でいかに捉えていくべきかという議論はこの場での議題ではないが、この研究会として問題提起することは有意義である。ここでの議論の内容は各省で共有いただきたい。
- 電子商取引はこれまでBtoCの流れに着目されてきたが、昨今はBtoB、つまり企業間でも行われるようになってきている。その流れも調査できるなら把握した方がいいのでは。
→「電子商取引に関する市場調査」では企業間のやり取りも調査しており、OECDなどでも活用されている。平成30年に経済構造実態調査に電子商取引に関する項目を設置したが、調査票で把握した方がいいのか、ヒアリングで把握した方がいいのかについては今後とも議論が必要。
- 生産物分類を分類したことによって、電子商取引に該当するものも分かるようにはなっている。把握できているのはどこで、できていないのはどこなのかを理解することが大事。例えば、この項目を廃止することで、少なくとも令和3年調査では卸売についての電子商取引の割合が分からなくなる。
- 経済センサスが元々何のためにあったのか、各府省の行政上の目的にかなうように調査を実施すべき。

【調査計画案について】

- 調査員が事業所を訪問したが、直轄調査で対象になっている事業所だったというケースもあると思うが、その場合の対応は。
→調査員に配布する事業所名簿には直轄調査対象事業所には調査票は配布が不要であると記載している。仮に調査員が直轄調査対象事業所に調査票を配布し、回答があったとしても、重複審査により結果に影響ないようにしている。

次回開催は未定。詳細は事務局から別途連絡。

以上